

パレスチナ自治区ガザ地区における

即時かつ持続的な人道的休戦を求める意見書

イスラエルとパレスチナのイスラム組織ハマスの大規模衝突により、パレスチナ自治区ガザ地区において、人命が深刻な危機的状況にさらされるとともに、市街地に甚大な被害をもたらしている。

いかなる理由があろうともすべての紛争当事者は、国際人道法を厳守すべきである。国連のグテーレス事務総長は、ガザ地区における民間人を含めた攻撃を非難した上、「ガザで見られる明白な国際人道法違反を深く憂慮している」と発言している。

国連安全保障理事会で、2023年11月15日に人道目的の戦闘の休止などを求める決議を採択したにも関わらず、今なお悲惨な紛争が繰り返されている中、町田市議会は、この紛争に関わる全ての当事者及び日本政府をはじめとする国際社会に対し、次のとおり求める。

- 1 即時かつ持続的な人道的休戦及び人質を即時解放すること
- 1 国際法、国際人道法を遵守すること
- 1 人道的被害の抑制、人道支援物資の供給を通じた人道状況を改善すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。